

議第290号「指定管理者の指定について（京都市市民防災センター）」参考資料

1 施設の概要

(1) 所在地

京都市南区西九条菅田町7番地

(2) 施設規模等

構 造 鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建て

延べ床面積 約3,551平方メートル

定 員 300人

2 指定期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

3 指定管理者の概要

団体名（代表者名）	一般財団法人京都市防災協会（理事長 川中 長治）
主たる事務所の所在地	京都市南区西九条菅田町7番地 京都市市民防災センター内
設 立 年 月 日	平成6年10月1日
現 在 の 基 本 財 産	10,000,000円（全額京都市出捐）
事 業 概 要	(1) 防災思想の普及及び高揚に資する事業 (2) 事業所等に対する防災の教育指導に資する事業 (3) 各種防災関係講習 (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業
役 員	理事長 川中長治 常務理事 荒木俊晴 理事 森澤正一、木下麻奈子、古川愛子、貴志吉延、三宅真輔、 小山芳樹、別府正広、井上元次、名畑徹 監事 白崎幸男、小山佳久

4 事業計画及び収支計画の概要

(1) 事業計画の概要

ア 市民防災センターの施設の機能を最大限に活用し、市民防災センターに来館される幼
少年から高齢者まで幅広い年齢層や自主防災組織など団体のニーズに応じた体験コース
の設定による防火防災指導を実施する。また、火災や地震、水害など、お住いの地域の
実情に応じ、災害から命を守る行動や災害に対する備えの大切さを認識してもらうよう
きめ細かな指導を行う。

イ 市民のニーズに的確に対応し、学校、自主防災組織、企業など、対象者や年齢層に応
じた防災イベントや防災講演会などを、適時に効果的な内容で開催する。

- ウ 学識経験者や防災の専門家等による防災講演会を開催し、「災害から命を守る行動」「自然災害の恐ろしさ」「災害に対する備えの大切さ」などの重要性を広く市民に認識してもらうよう取り組む。
- エ 市民防災センター施設、拠点備蓄倉庫等の維持管理業務については、消防局との緊密な連携を図り、指定管理料の範囲内で最大限の効果をあげるよう随時点検を行い、運営費の低減に努める。
- オ 市民防災センターを活用した自主事業としては、消防法令に基づく防火・防災講習事業や災害時の備えの重要性についての指導に合わせた防災用品の販売を行う。

(2) 収支計画の概要

(単位：円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収入	委託料	132,560,000	132,560,000	132,560,000	132,560,000
支出	人件費	40,575,000	40,575,000	40,575,000	40,575,000
	事業費	91,985,000	91,985,000	91,985,000	91,985,000
	支出合計	132,560,000	132,560,000	132,560,000	132,560,000

5 選定の概況

(1) 非公募の理由

京都市市民防災センター（以下「市民防災センター」という。）は、市民の防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図るとともに、災害時における応急活動の拠点としての役割を果たすために平成7年9月に開設した施設である。

ア 市民防災センターで行う事業は、次の3つに分類される。

(7) 防災知識・技術の普及啓発事業（指定管理業務）

防災知識・技術の普及啓発事業、市民防災センター施設・拠点備蓄倉庫の維持管理

(8) 消防局の施策に係る事業

「応急手当普及員講習」「上級救命講習」等

(9) 消防法令に基づく防火・防災講習事業

「防火管理講習」「防災管理点検資格者講習」「自衛消防業務講習」等

イ 各事業の実施に当たっては、本市の消防防災施策と一貫性を保ち、かつ、自主防災組織、事業所等に対する消防局の指導内容を補完する必要がある。さらに、指導に当たる者には防火防災、救急救命に関する専門的な技能と高い公共意識を持って地域の安心安全に資することが求められる。

ウ 一般財団法人京都市防災協会は、本市の消防防災施策に精通し、自主防災組織及び事業所等への指導経験者や救急救命士の有資格者等、消防局で長年の実務経験を経た人材を安定的に擁し、開館以来27年間の運営実績を有している。また、府内唯一の法定講習実施法人として、国の機関及び府内市町村の行政事務を補完している。

以上の事由により、一般財団法人京都市防災協会が、市民防災センターで行う各事業を一体的に運営することが、最も効率的かつ効果的であるため、公募を行わずに、当該団体を指定管理者に選定することとした。

(2) 申請団体及び選定理由

申請団体数	申請団体名	選定理由の概要
1	一般財団法人 京都市防災協会	<ul style="list-style-type: none"> 各種防災体験、イベント、講演会など普及啓発事業の充実、効果的な展開等により来館者の増加を図るとともに、経費削減に努め、長年の実績と共に、安定した運営に取り組んでいる点が評価されました。 消防局の施策との一貫性を保ち、実際に自主防災組織の指導等に従事した職員などの専門性の高い職員を安定的に配し、効率的かつ効果的に行政補完型施設を管理・運営しており、窓口アンケートの結果でも、9割以上の来館者が「説明」「接遇」等の全ての項目で「満足」と回答するなど、質の高いサービスを提供している点が高く評価されました。

(3) 審査結果一覧

審査基準		配点	一般財団法人京都市防災協会
申請団体の状況	申請団体の状況	10点	10点
	同種事業の実績	10点	10点
事業運営に関する計画	施設運営の考え方	5点	5点
	サービス提供体制	5点	4.6点
	サービスの質の確保	5点	4.6点
	個人情報保護の体制等	4点	4点
	地域との連携	4点	3.4点
	施設の維持管理	4点	4点
	危機管理の方策	5点	5点
	対象別指導方法	5点	5点
	啓発事業の内容	5点	4.8点
	情報提供・発信	4点	3.2点
	普及啓発方法	4点	3.6点
来館者増加策	5点	4.6点	
経済性	経営計画	10点	9.2点
	市内中小企業への発注	5点	5点
その他	政策的な取組	10点	10点
合計		100点	96.0点

注 指定管理者を選定することを目的として、選定委員会で検討した選定基準に基づき評価した結果であり、申請団体の経営状況やサービスの質の格付けを意味するものではない。